

和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度参画企業募集要領

1 趣旨

和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成制度へ参画する企業の募集については、この要領の定めるところとする。

2 対象企業の要件

対象企業は次の全ての要件を満たし、この助成金制度の趣旨に賛同し協力する企業とする。

(1) 研究開発職、技術職の担い手となる中核人材の採用を予定している日本標準産業分類大分類「製造業」に属する事業を行う者又は大分類「情報通信業」中分類「情報サービス業」に属する事業を営む企業で、次のいずれかの要件を満たす企業。

ア 和歌山県内（以下、「県内」という。）に主たる事業所を有する企業。

イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業。

(2) 次に該当しないこと。

ア 和歌山県暴力団排除条例第2条第1号の暴力団、若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する企業。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する企業

ウ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業

エ 労働関係法規等の法令に違反している企業

オ その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業

3 参画の要件

本制度に参画するための要件は次のとおりとする。

(1) 対象企業は、交付対象者を採用し3年間継続して雇用したときに、奨学金返還助成金の1/2に相当する額（1人あたり50万円）を県に支払うこと。

(2) 対象企業は、交付対象者をできる限り採用するよう努めること。

(3) 対象企業は、本制度を適用して採用する人数（以下、「採用予定人数枠」という。）を設定し、交付対象者を採用する場合、採用予定人数枠に達するまでは、必ず本制度を適用すること。

(4) 対象企業は、採用予定人数枠を超えて交付対象者を採用することができる。但し、本制度を適用せずに採用する場合は、必ず本人の同意を得ること。

(5) 対象企業は、原則として企業説明会やインターンシップを実施し、交付対象者が大学等在学中に企業研究を行う機会を設けること。

(6) 対象企業は、交付対象者が就職後に県に提出する状況報告や、助成金交付申請に必要な在職証明書を発行すること。

(7) 対象企業は、自社のホームページや広報物を活用し、本制度の学生への周知に努めること。

4 参画の申込み

各年度において、本制度の趣旨に賛同し協力する企業は、参画申込書（様式1）を県に提出することとする。